

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月26日

【報告者の名称】 住友理工株式会社

【報告者の所在地】 愛知県小牧市東三丁目 1 番地

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋

【電話番号】 052-571-0280

【事務連絡者氏名】 法務部長兼広報IR部長 日比野 伸哉

【縦覧に供する場所】 住友理工株式会社
(愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号
J P タワー名古屋)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

(注 1) 本書中の「当社」とは、住友理工株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「公開買付者」とは、住友電気工業株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、当社及び公開買付者は米国外で設立された会社であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者(affiliate)をして米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注 8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注9) 本書又は本書の参照書類の中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び当社又はそれらの関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書及び本書の参照書類の中の日付の時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者(affiliate)は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使し又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 公開買付者及びその関連者(affiliate)、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他の適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5(b)の要件に従い、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)プレミアム市場に上場している当社株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年10月31日付で提出いたしました意見表明報告書につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する当社の株券等の確認が終了したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 本公開買付けの背景

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)51,534,901株(所有割合:49.64%)(注1)を直接所有し、また、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する当社株式1,220,423株(所有割合:1.18%)と合わせると、当社株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有しており、当社を連結子会社としているとのことです。なお、公開買付者の子会社及び関連会社が所有する当社株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株式会社アライドマテリアルが206,650株(所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、九州住電精密株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,056株(注2)(所有割合:0.14%)、日新電機株式会社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266株(所有割合:0.10%)、住電機器システム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット株式会社が92,038株(所有割合:0.09%)(このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社であり、当該7社(以下「本完全子会社」といいます。)の所有する当社株式である999,397株(所有割合:0.96%)を以下「本完全子会社所有株式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が78,970株(所有割合:0.08%)とのことです。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

< 中略 >

(注2) 住電商事株式会社が当社の共栄持株会を通じて間接的に所有する当社株式31,246株(小数点以下を切捨て。)が含まれております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)51,534,901株(所有割合:49.64%)(注1)を直接所有し、また、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する当社株式1,220,469株(所有割合:1.18%)と合わせると、当社株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有しており、当社を連結子会社としているとのことです。なお、公開買付者の子会社及び関連会社が所有する当社株式の内訳としては、公開買付者の子会社である株式会社アライドマテリアルが206,650株(所有割合:0.20%)、住友電工焼結合金株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、九州住電精密株式会社が184,895株(所有割合:0.18%)、住電商事株式会社が142,102株(注2)(所有割合:0.14%)、日新電機株式会社が138,153株(所有割合:0.13%)、株式会社テクノアソシエが100,266株(所有割合:0.10%)、住電機器システム株式会社が92,500株(所有割合:0.09%)及び住友電工ツールネット株式会社が92,038株(所有割合:0.09%)(このうち、住電商事株式会社を除く7社は公開買付者の完全子会社であり、当該7社(以下「本完全子会社」といいます。)の所有する当社株式である999,397株(所有割合:0.96%)を以下「本完全子会社所有株式」といいます。)、並びにその他の公開買付者の子会社及び関連会社が78,970株(所有割合:0.08%)とのことです。この度、公開買付者は、2025年10月30日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社株式の全て(ただし、公開買付者が直接所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

< 中略 >

(注2) 住電商事株式会社が当社の共栄持株会を通じて間接的に所有する当社株式31,292株(小数点以下を切捨て。)が含まれております。

< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

()本公開買付けの背景

(訂正前)

< 前略 >

イ 一般産業用品部門・新規事業部門

< 中略 >

公開買付者と当社の資本関係は、公開買付者の前身である株式会社住友電線製造所が、1937年10月に資本業務提携契約に伴う株式譲渡により当社株式6,000株(当時の当社の発行済株式総数対比37.50%)を取得したことに始まるとのことです。公開買付者は、以降も当社の運転資金への充当や設備投資等を目的とした新株発行の引受け等により、当社株式を段階的に取得し、1942年9月には当社株式14,500株(当時の当社の発行済株式総数対比51.79%)を所有することで当社を連結子会社としたとのこと。公開買付者は、その後も当社株式を段階的に取得していき、本書提出日現在、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する当社株式1,220,423株(所有割合:1.18%)と合わせると、当社株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有するに至ったとのこと。す。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

イ 一般産業用品部門・新規事業部門

< 中略 >

公開買付者と当社の資本関係は、公開買付者の前身である株式会社住友電線製造所が、1937年10月に資本業務提携契約に伴う株式譲渡により当社株式6,000株(当時の当社の発行済株式総数対比37.50%)を取得したことに始まるとのことです。公開買付者は、以降も当社の運転資金への充当や設備投資等を目的とした新株発行の引受け等により、当社株式を段階的に取得し、1942年9月には当社株式14,500株(当時の当社の発行済株式総数対比51.79%)を所有することで当社を連結子会社としたとのこと。公開買付者は、その後も当社株式を段階的に取得していき、本書提出日現在、公開買付者の子会社及び関連会社を通じて間接的に所有する当社株式1,220,469株(所有割合:1.18%)と合わせると、当社株式52,755,370株(所有割合:50.81%)を所有するに至ったとのこと。す。

< 後略 >

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

< 前略 >

なお、公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、当社株式51,534,901株(所有割合:49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて当社株式1,220,423株(所有割合:1.18%)を間接的に所有しており、合わせて当社株式52,755,324株(所有割合:50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのこと。もっとも、公開買付者及び当社において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのこと。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、当社株式51,534,901株(所有割合：49.64%)を直接所有し、公開買付者の子会社及び関係会社を通じて当社株式1,220,469株(所有割合：1.18%)を間接的に所有しており、合わせて当社株式52,755,370株(所有割合：50.81%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において以下の措置が講じられていることから、公開買付者としては、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に係る条件が設定されていないことのみをもって、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

< 後略 >

以 上